

改正後	改正前
<p>(特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準)</p> <p>第一条の六 法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる工事に関する事項の変更</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場（用水の供給又は排水の用に供する部分に限る。）に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(農林水産省令で定める数量)</p> <p>第十一条の二 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間百トンとする。</p> <p>(農林水産省令で定める漁港施設)</p> <p>第十一条の三 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 増殖及び養殖用施設</p> <p>四 (略)</p> <p>五 船舶保管施設</p> <p>六 前各号に掲げる施設の機能を確保するための護岸</p> <p>七 (略)</p>	<p>(特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準)</p> <p>第一条の六 法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる工事に関する事項の変更</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）及び漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限る。）、漁港浄化施設並びに廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(農林水産省令で定める数量)</p> <p>第十一条の二 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間千トンとする。</p> <p>(農林水産省令で定める漁港施設)</p> <p>第十一条の三 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (新設)</p> <p>六 前三号に掲げる施設の機能を確保するための護岸</p> <p>七 (略)</p>

(事業者の基準)

第十一条の五 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に資すること。

ロ ホ (略)

(事業者の基準)

第十一条の五 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。

ロ ホ (略)